



VOL.88

トクちゃん新聞

9月号

夏休み終わり、
妻 安堵(笑)

平成26年9月5日

徳野会計事務所

〒530-0041

大阪市北区天神橋2-3-8

MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205

FAX: 06-6809-2206

URL: <http://www.ft-tax.com/>mail: info@ft-tax.com

●軍師 官兵衛

大河ドラマ 軍師官兵衛 録画したものを少しずつおいかけて見えています。ドラマの1つのヤマ場、中国大返しのところでは、通信網がない中での**情報収集力と分析力、決断力、行動力**と様々な力を見事に見せてくれた感がありました。秀吉に「ワシはどうすればよいのか」と聞かれた時に「**私にお任せください**」と力強く言う場面があり、しびれてしまいました。**皆様にとっての官兵衛になりたいものだと思います次第**です。日々精進します。



担当: 徳野



●生産性向上設備の即時償却

何度もお知らせしていますが、生産性向上設備についてのご案内です。一定の要件を満たしますと、**取得した年度にその全額が経費**に出来ます。この制度は、**業種を問わず**、

A: **メーカー**が最新型であると証明書を発行するもの または

B: **経済産業局**で投資計画の認可を受けた後に取得するもの

が適用対象です。設備投資の予定がありましたら、まずはメーカーにご確認ください。対象にならないなら、Bの計画作りの手続きをしましょう。**計画作りについて弊社でお手伝い**させていただきます。ご相談ください！



◆【書籍紹介】下剋上受験

～今話題のノンフィクション受験物語～

担当: 小林



中卒の父と偏差値41の娘『佳織』が、進学塾に通わずに2人で、東京の超難関女子中学校『桜蔭中学』を目指すという**ノンフィクション物語**。

昼はガテン系仕事、夜は娘と猛勉強、そして朝まで娘のための予習の日々を送り、塾なしで偏差値41から70へ到達。その壮絶な努力の結果は.....。

受験勉強や塾に対する説明も非常にリアルで、何故若いころに、勉強しなければならないのかについても、著者の実体験を交えて説明されており、非常に説得力があります。

また、自らを『**団地の自転車置き場に長く放置されている古い自転車のような中年**』と称したりと、ユーモアを交えながら描かれている為、大変読みやすいです。目標に向けて努力する姿勢は、年齢に関係なく素晴らしいです。

2019年の春、娘の佳織さんが大学受験の時期に続編を出す計画らしいですが、続編も楽しみになる一冊です。

【書籍名】下剋上受験 両親は中卒それでも娘は最難関中学を目指した！

発売元: 産経新聞出版 著者: 桜井信一 平成26年7月26日発行



◆任意の消費税中間申告制度のご案内

担当: 北岡



平成26年4月(個人事業主の方は平成27年分)より**消費税の中間申告義務のない事業者様**も、年1回、中間申告を行うことができることになりました。

従来の消費税中間申告制度は、直前の課税期間(=通常は事業年度)の確定消費税額(納税額+中間納付税額)が**48万円(国税のみ・地方消費税を含めるとおよそ60万円)を超える事業者に対して義務付けられて**きましたが**確定消費税額が48万円以下の事業者にあっても消費税納付のための資金繰りや滞納額減少の観点から自主的に中間申告・納付できる制度が設けられました。**

「**任意の中間申告書を提出する旨の届出書**」を課税期間開始後6か月以内に提出すればこの制度は利用することができ、また届出書を提出後**中間申告書を提出しなくても何ら罰則はございません。**

中間納付税額は直前の課税期間の確定消費税額のおよそ半額となります。

ご利用をお考えの事業者様はぜひ弊社にご相談ください。



◆ 税務スケジュール(9月)

9月10日(水)

- ・8月分 源泉所得税の納付
- ・8月分 住民税の納付(特別徴収)

9月30日(火)

- ・7月決算法人 確定申告
- ・1月決算法人 中間(予定)申告
- ・10月 1月 4月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告

◆ 算定基礎届 決定通知書

7月に提出した算定基礎届の決定通知書がそろそろ届くころです。決定通知書により、標準月額の変更が必要になる場合がございますので、ご確認をお願いいたします。 **9月分保険料(10月納付分)より変更**になります。

◆ 厚生年金保険料率の変更

9月分(10月納付分)より、厚生年金保険料率が変更になります。0.354% 引き上げられ、**17.474%**になります。(労使折半で**8.737%**ずつ負担)

担当: 廣島



◆ 弥生会計で「回収/支払予定表」を作成しよう!

担当: 岡村



弥生会計では取引先の支払サイトを正確に登録することで「**回収/支払予定表**」を作成することができます。毎月の資金繰りは大変重要ですので、ぜひ弥生会計で予定表を作成してみてください。

- ① 売掛金・買掛金等に得意先名前で補助科目を作成する。
- ② 「拡張機能」→「回収支払予定」より「回収条件一覧」「支払条件一覧」で、各得意先の締日・回収月日・手形サイト等を登録する。この時「詳細設定」画面では振込+手形などのように回収(支払)手段が混在する場合の登録も可能。
- ③ 「回収予定表」「支払予定表」より入金予定額・支払予定額の確認。5日毎の集計結果も表示。

会計データを活かした管理をしてみませんか。

売掛金・買掛金以外の科目についても同様の登録ができます。

(例:未払金・借入金・地代家賃など)

処理方法の詳細につきましては、弊社担当までお問い合わせください。

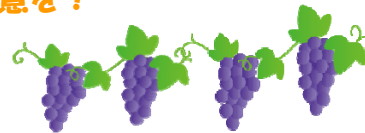


◆ 消費税、簡易課税制度のみなし仕入れ率の改正にご注意を!

担当: 池田



- 簡易課税制度の「のみなし仕入れ率」について、「**金融業及び保険業**」が第四種事業(60%)から**第五種事業(50%)**に、「**不動産業**」が第五種事業から**第六種事業(40%)**に改正されました。



- 適用開始時期は平成27年4月1日以後に開始する課税期間(個人は28年分)から適用となりますが、
- 新たに「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を提出する方は、**平成26年9月30日までに提出**する事により、**2年間改正前の有利な「のみなし仕入れ率」を適用**できます。

- また、現在「簡易課税制度」を選択している不動産業、金融業及び保険業を営む方についても、「本則課税」と「簡易課税」どちらが有利になるか再検討する必要があります。

事業の種類	改正前		改正後	
	事業区分	のみなし仕入れ率	事業区分	のみなし仕入れ率
卸売業	第一種	90%	第一種	90%
小売業	第二種	80%	第二種	80%
製造業等	第三種	70%	第三種	70%
飲食店業、その他の事業	第四種	60%	第四種	60%
金融業及び保険業			第五種	50%
サービス業等	第五種	50%	第六種	40%
不動産業				

◆ スタッフより

担当: 小林



今年の8月の末頃にずっと続けていた500円玉貯金で、目標額の10万円に達成しました。

『闇金ウシジマくん』というコミックの付録に、500円玉貯金箱がついていたのをきっかけに始めた貯金でしたが、大分時間がかかりましたが、目標を達成することができました。

中国の有名な軍師である諸葛亮孔明の言葉に、『**静を以て身を修め、儉を以て徳を養う**』という言葉があります。

儉約し、節度を守ることが、徳を高めることにつながるという意味ですが、貯金を通じて、継続して節約していくことの大切さをあらためて認識できた気がします。



◆ 税務クイズ

担当: 廣島



アルファベット3文字の・・・

いろいろなところで目にするアルファベット3文字の略称、意味や正式名称はご存知ですか?

第一問 LLC 第二問 BEP 第三問 ATM

第一問 有限責任会社(Limited Liability Company) アメリカの企業体の一つ。日本版LLCは平成18年の会社法改正で新しく設けられた会社形態である「合同会社」を指します。

第二問 損益分岐点(Break-Even Point) 売上高・変動費・固定費から求められる、損益分岐点売上高。売上高が損益分岐点売上高以下になれば損失が、それ以上のときは利益が生じます。

第三問 現金自動預け払い機(Automated Teller Machine) こちらは正式名称より、略称の方が分かりやすいですね。日本での導入はおおよそ45年前、当時は引出のみができるキャッシュディスペンサー(CD)で、銀行にのみ設置されていたそうです。